



無償団体救援協定書
(災害一般廃棄物の収集運搬)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬に関して、岐阜県(以下「甲」という。)が岐阜県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する一切の経費負担を求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱い窓口は、甲においては岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室、乙においては岐阜県環境整備事業協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

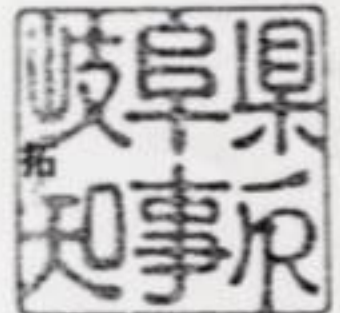
第7条 この協定は、平成15年6月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年6月11日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県知事 梶原 拓



乙 岐阜県環境整備事業協同組合

代表者 理事長 玉川 福和

